

JMECC講習会参加者における 補償制度について



JMECCでは、講習会に参加される皆様が安心して活動に取り組めるよう、総合補償制度を導入しています。つきましては、制度の補償内容をこの書面にてご案内いたしますので、ご確認のほどよろしくお願いします。

概要

JMECC講習会に参加中、またはその往復途上で発生した急激かつ偶然な外来の事故によって、参加された会員がケガをされた場合、および特定疾病*になってしまった場合に、補償金をお支払いします。詳しくは裏面の【お支払いする補償金の種類】をご参照ください。

*補償対象となる特定疾病

- ・ 細菌性食中毒
- ・ 日射病・熱射病等の熱中症
- ・ 低体温症
- ・ 脱水症

お支払いする補償金と補償額

補償金の種類	傷害	特定疾病
災害死亡補償金	1,000万円	1,000万円
後遺障害補償金	最高1,000万円	最高1,000万円
療養補償金(入院日額)	15,000円	15,000円
療養補償金(手術補償金)	手術の種類により入院日額の10倍・20倍・40倍	
療養補償金(通院日額)	10,000円	10,000円

対象となる事故例

参加中の事故	特定疾病の事故	往復途上の事故
		
階段を踏み外してケガをした。	熱中症で倒れ病院に運ばれた。	講習会へ行く途中、交通事故に遭いケガをした。

お支払いする補償金の種類

災害死亡・後遺障害補償金	ケガや特定疾病を被った日からその日を含めて180日以内に補償対象になる方が死亡した場合に、災害死亡補償金の全額をお支払いします。 ただし、すでに支払った後遺障害補償金がある場合は、災害死亡補償金からその金額を控除した残額をお支払いします。もしくはケガをした日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合、または特定疾病で後遺障害が生じた場合、後遺障害補償金をお支払いします。
療養補償金 入院日額	補償対象になる方がケガや特定疾病の治療を直接の目的として入院した場合に、入院1日につき入院日額をお支払いします。ケガや特定疾病が生じた日からその日を含めて180日以内の入院日数が対象となります。
療養補償金 手術補償金	治療補償（入院日額）が支払われる場合で、補償対象になる方がケガや特定疾病が生じた日からその日を含めて180日以内に、ケガや特定疾病の治療のために所定の手術を受けた場合に手術の種類に応じて定めた倍率（10倍、20倍、40倍）を乗じた金額をお支払いします。ただし、1事故に基づく補償適用の原因につき、1回の手術に限ります。
治療補償金 通院日額	補償対象になる方がケガや特定疾病の治療を直接の目的として通院した場合、通院1日につき通院日額をお支払いします。ケガや特定疾病が生じた日からその日を含めて180日以内の通院日数に対して、90日を限度とします。

補償金をお支払いできない主な場合

下記のいずれかによって発生した損害に対してはお支払いしません。

- ・ 故意または重大な過失
- ・ 犯罪行為、自殺行為または闘争行為など
- ・ 薬物使用、酒酔い運転、無資格運転
- ・ 戦争、外国の武力行使、暴動
- ・ 本活動参加直前12ヶ月以内に医師の治療を受けまたは治療のために医師の処方に基づく服薬をしていた疾病と医学的に因果関係のある急性心疾患・急性脳疾患・急性呼吸器疾患
- ・ 該当する補償規程がない場合
- ・ 該当する補償規程をチャブ保険が了知していない場合 ...等

事故に遭われた場合

事故に遭われたら下記の取扱代理店へご連絡ください。

保険金請求手続きのご案内をします。その後は保険会社より連絡があります。

取扱代理店

株式会社カイトー
〒160-0023 東京都新宿区西新宿7-2-6
TEL 03-3369-8811 FAX03-3369-8851
受付時間：平日午前9時～午後5時

引受保険会社

Chubb損害保険株式会社（略名：チャブ保険）